

3号機放射性廃液漏えいに係る原子力安全・保安院からの指示について

平成 22 年 2 月 26 日

対象号機	3号機（定格熱出力一定運転中） ：沸騰水型、定格電気出力110万キロワット
概要	当社は、平成22年2月25日、経済産業省原子力安全・保安院より、平成21年12月1日に発生した放射性廃液の漏えい事象 ^{※1} について、保安規定 ^{※2} 違反にあたることおよび技術基準 ^{※3} への適合性の確認を怠り法律の要求に対して不適切であったことの指摘を受け、根本原因の究明と再発防止対策について報告するよう指示を受けました。 当社は、この指示を真摯に受けとめ、適切に対応するとともに再発防止に努めてまいります。
違反事項等 指摘された 内容	保安規定では、濃縮廃液貯蔵タンク内の廃液は、プラスチック固化装置でドラム缶等の専用の容器に固型化し、固体廃棄物貯蔵庫に保管することを規定している。しかしながら、本件は、社内規程で保安規定による固型化処理をしなければならない不溶解物濃度の高い廃液を、本来の使用目的が異なる排水配管等を使用し、高電導度廃液処理系に戻し、廃液が排水配管から漏えいしたものであり、保安規定に違反している。 また、廃液の移送に用いる排水配管等について、技術基準への適合性を確認すべきであったにもかかわらず、これを怠ったことは、電気事業法第39条の技術基準適合維持義務の要求に照らし、不適切なものと判断する。
指示を受けた 当社の対応	当社は、排水行為の決定プロセスにおいて、なぜ組織的な確認が有効に機能しなかったかという観点で、今後、根本原因分析（以下、「RCA」という。）を実施し、その結果等をもとに必要な再発防止対策を立案し、適切に実施してまいります。 なお、RCAの結果および具体的な再発防止対策については、まとも次第、お知らせいたします。
お知らせ基準	「表2-14 定期検査等において、検査の判定基準に係る不適合があったとき。また、保安検査で指摘を受けたとき。」に該当します。

※1 平成21年12月1日に発生した放射性廃液の漏えい事象とは、3号機の補助建屋地下2階（放射線管理区域内）に設置している濃縮廃液貯蔵タンク（C）の点検作業のため、同タンク内の廃液をタンク底部の排水口から排水升を経由して高電導度廃液サンプタンク（B）へ排水していたところ、排水が滞り、排水を行っていた排水升と、排水配管でつながる他の3箇所の排水升等から廃液が溢れ、補助建屋地下2階（放射線管理区域内）の床面合計約1.7m²に放射性物質を含んだ廃液が漏えいした事象です。

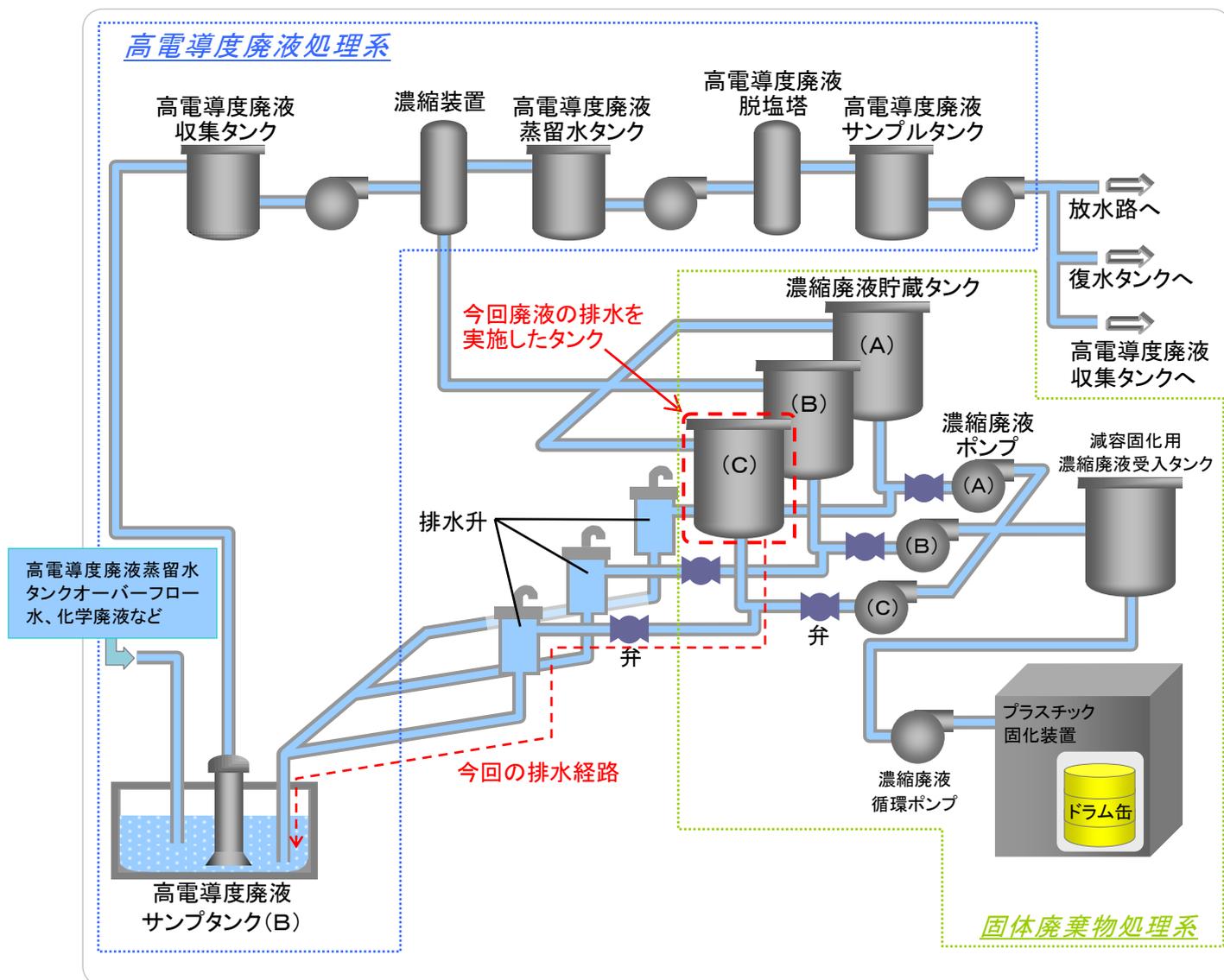
本事象については、平成22年2月25日に原因調査結果と再発防止対策を取りまとめ、原子力安全・保安院へ報告しました。（平成22年2月25日公表）

※2 保安規定は、正式には「原子炉施設保安規定」といい、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行う上で守るべき事項を定めたもので、国の認可を受けた規定です。

※3 技術基準とは、「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」です。

以上

系統概要



○高電導度廃液処理系は、高電導度廃液の収集タンク、濃縮装置、蒸留水タンク等で構成され、放射線管理区域内の作業等で発生する廃液のうち、導電率の高い廃液を収集・処理する系統です。高電導度廃液処理系により蒸留し脱塩処理した凝縮水は、再利用または放射性物質の濃度が十分低いことを確認して放水路より放出しています。(図上段)

○高電導度廃液処理系の濃縮装置により発生した放射能濃度の高い濃縮廃液は、濃縮廃液貯蔵タンクに収集します。ここで、一定期間放射能を減衰させた後、固体廃棄物処理系のプラスチック固化装置へ移送し、固化処理を行います。(図中段)

以上